

入札説明書

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記5の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和2年12月22日(火)
- 2 競争入札に付する調達の内容
 - (1) 入札物件
送迎用車両2台の購入
 - (2) 入札物件の数量及び特質
送迎用車両2台
 - (3) 納入期限
令和3年3月31日(水)
 - (4) 納入場所
奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県障害者総合支援センター
 - (5) その他詳細については、別紙仕様書のとおり
- 3 入札方法
 - (1) 入札金額は搬入・調整等、契約完了に至る一切の費用を含めた総額の税抜額とする。
 - (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から福祉車両減免分を除いた当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 4 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる(1)から(5)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。
 - (1) 入札時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「K1 自動車」で登録をしている者であること。
 - (2) 入札時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
 - (3) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県障害者総合支援センター 総務課管理係
電話番号(代表)0744-32-0200
この競争に関する質問の受付は、令和3年1月6日(水)午後5時までとします。
別紙質疑書(様式2)により、メールで送信してください。

なお、質疑書を送信した際は、必ず電話により質疑書到着確認の連絡を行ってください。
受付期間・時間以外の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。
回答は、令和3年1月7日（木）中に入札参加希望者にメールで送信します。

(2) 契約担当課

〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県障害者総合支援センター 総務課管理係

(3) 入札説明会

行いません。

入札説明書・仕様書は上記(1)の場所で交付します。また、申請書（様式任意）で申請
いただければ郵送で交付いたします。

交付期間は令和2年12月22日（火）から28日（月）までの午前9時から午後5時
までです。

また、下記よりダウンロードしていただくことも可能です。

当法人HP：<http://www.nara-sfj.or.jp/>

(4) 入札の日時及び場所

令和3年1月15日（金）午前10時

奈良県磯城郡田原本町大字多722番地

奈良県総合リハビリテーションセンター 2階 会議室

本入札は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により郵便入札とします。

郵便書留（特定記録郵便）により入札書が令和3年1月14日（木）午後5時までに到
着するように提出ください。

(5) 入札回数

2回を限度とします。

1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再入札を
行う場合があります。

(6) その他

この調達物品の入札は、郵送によるものとします。持参又は電送による入札は認めて
いませんので注意してください。

6 事前提出書類等

(1) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団経
理規程（以下「経理規程」という。）第74条の定めるところにより、入札金額の100分
の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付する
ものとします。

ただし、経理規程第78条第1項ただし書に該当する場合は免除します。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4（3）を証明する必要な書類を次に示
すとおり提出しなければなりません。

ア 納入（供給）証明について

上記4（3）の証明として、物品等が確実に納入できる納入確約書（様式1）を下記
イで示す提出期限までに郵送してください。

イ 提出期日等

提出期日 令和3年1月7日(木)午後5時(必着)
提出場所 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
奈良県障害者総合支援センター 総務課管理係
電話 0744-32-0200(621)

ウ アの提出書類に基づき上記4(3)に該当すると認められ、かつ、上記4(1)及び(2)の規定を満たす者を入札参加者とします。

入札参加の可否を令和3年1月8日(金)までにメールにより通知します。

エ 入札者は、所定の入札書(様式3)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

オ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更又は取り消すことはできません。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札。代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、落札の日から5日以内(特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで)に契約を締結するものとします。
従って、上記6(2)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

9 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、上記5(5)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店または営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、当法人が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.1 契約の解除

契約締結後、契約者について10の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1.2 その他

- (1) 入札書の記入等については、「入札書記載例」を参考にしてください。
- (2) 納入場所までの配送及び設置等に係る費用は落札業者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (3) その他詳細については、別紙仕様書のとおりです。